

# 目 次

第1編 児童福祉法 .....	4
第2編 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 .....	49
第3編 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 .....	75
第4編 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 ...	83
第5編 保育所保育指針 .....	88
第6編 家庭支援専門相談員(その他5職種)の配置について...	101
第7編 児童館ガイドライン .....	107
第8編 全国ひとり親世帯等調査結果の概要 .....	113
第9編 福祉行政報告例の概況 .....	116
第10編 児童養護施設入所児童等調査結果.....	118

\* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。

## 【ご利用上の注意】

- この資料ダイジェスト版には、子ども家庭福祉に関する資料（法令を含む。以下同じ。）のうち、保育士試験の「子ども家庭福祉」で出題される可能性の高い資料の重要部分が掲載されています。  
重要資料ではあるものの、「ポイント集」の記載で必要十分と考えられる資料については、掲載しておりません。  
「児童福祉法」で省略されている条文や他の法令をご覧になりたい方は、総務省が運営するサイト「電子政府の総合窓口 e-Gov（イーガブ）」(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)でご覧ください。
- 第4編までの法令の条文の条文番号の後には、【重要度】を示しております。各【重要度】の意味は、以下のとおりです。  
【重要度A】：一字一句、数字をできるだけ正確に覚えておきたいもの。  
【重要度B】：一字一句を覚えておく必要はないが、重要語句・条文の意味内容・主旨は押さえておきたいもの。  
【重要度C】：問題演習などで分からないことが生じたり、細かいことが気になった場合に、少し理解を深めるために見ておけば足り、覚える必要はないもの。
- 本文中の重要箇所はゴシック体（太字）で強調しておりますが、必ずしもその箇所だけが重要ということではなく、メリハリをつけて読みやすくする目的でゴシック体を使用しております。ご自身でマークやアンダーラインをつける際には、ゴシック体部分に拘束される必要はありません。
- この資料ダイジェスト版に掲載されている内容のすべてが重要というわけではありません。  
普段の学習では、そのまま第1編から読んでいくということではなく、問題演習などを行っていて触れた資料の重要箇所にマーカーやアンダーラインで色つけをしながら少しずつ資料関連知識を増やしていき、一段落したところで、第1編からまとめて見直す、というご利用方法が、合理的かつ効果的であると考えられます。
- 条文中の①、②・・・は「第1項、第2項・・・」を、一、二・・・は「第1号、第2号・・・」を示すものとします。
- 「平成28年改正児童福祉法の施行に伴う情緒障害短期治療設関係通知の取扱いについて」（平成29年3月31日 厚生労働省通知）【抜粋】  
「平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。）については、既にその一部が施行されているが、平成29年4月1日から全面的に施行され、「情緒障害児短期治療施設」は「児童心理治療施設」に名称を変更することとしている。  
このため、既存の厚生省児童家庭局長通知その他の厚生省通知及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知その他の厚生労働省通知について、別途通知が発出されない限り、「情緒障害児短期治療施設」とある部分の適用については、必要な読替えを行った上で、「児童心理治療施設」に対して引き続き適用されるので、御了知の上、貴管内の関係者に対して周知し、その運用に遺漏のないようお願いする。」

## 第9編 平成30年度福祉行政報告例の概況（令和2年1月30日 厚生労働省）

### 【抜粋・要約】

#### 1 報告の概要

##### ① 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

##### ② 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

##### ③ 利用上の注意

掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

#### 2 結果の概要（「児童福祉関係」のみ抜粋）

##### (1) 児童相談所における相談の種類別対応件数

平成30年度中の児童相談所における相談の対応件数は504,856件となっている。

相談の種類別にみると、「養護相談」が228,719件（構成割合45.3%）と最も多く、次いで「障害相談」が188,702件（同37.4%）、「育成相談」が43,594件（同8.6%）となっている。

また、「養護相談」の構成割合は年々上昇している。

#### ◆ 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	420,128	439,200	457,427	466,880	504,856
養護相談	145,370	162,119	184,314	195,786	228,719
構成割合(%)	34.6	36.9	40.3	41.9	45.3
障害相談	183,506	185,283	185,186	185,032	188,702
構成割合(%)	43.7	42.2	40.5	39.6	37.4
育成相談	50,839	49,978	45,830	43,446	43,594
構成割合(%)	12.1	11.4	10.0	9.3	8.6
非行相談	16,740	15,737	14,398	14,110	13,333
構成割合(%)	4.0	3.6	3.1	3.0	2.6
保健相談	2,317	2,112	1,807	1,842	1,644
構成割合(%)	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3
その他の相談	21,356	23,971	25,937	26,664	28,864
構成割合(%)	5.1	5.5	5.7	5.7	5.7

**(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数**

平成30年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は**159,838件**で、前年度に比べ26,060件（19.5%）増加しており、年々増加している。これを、被虐待者の年齢別に増減率で比較すると、「3～6歳」、「7～12歳」が20.7%と最も多く、次いで「0～2歳」が19.4%となっている。

相談の種別をみると、「**心理的虐待**」が88,391件と最も多く、次いで「**身体的虐待**」が40,238件となっている。

また、主な虐待者別構成割合をみると「**実母**」が47.0%と最も多く、次いで「**実父**」が41.0%となっており、「**実父**」の構成割合は年々上昇している。

**◆ 児童相談所における児童虐待相談の対応件数の年次推移**

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
88,931	103,286	122,575	133,778	159,838

**◆ 平成30年度中の被虐待者の年齢別対応件数（構成割合（%））**

0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳
32,302 (20.2)	41,090 (25.7)	53,797 (33.7)	21,847 (13.7)	10,802 (6.8)

**◆ 平成30年度中の児童虐待の相談種別対応件数（構成割合（%））**

心理的虐待	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待
88,391 (55.3)	40,238 (25.2)	29,479 (18.4)	1,730 (1.1)

## 第10編 児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

（令和2年1月31日 厚生労働省）【抜粋・要約】

### 1 調査の概要

#### ① 調査の目的

この調査は、児童福祉法に基づいて、里親若しくは小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設を利用している母子世帯の児童並びにその保護者、児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）に入居している児童の実態を明らかにして、要保護児童の福祉増進のための基礎資料を得ることを目的とした。

#### ② 調査の対象及び客体

全国の里親委託児童、児童養護施設の入所児童、児童心理治療施設の入所児童、児童自立支援施設の入所児童、乳児院の入所児童、母子生活支援施設の児童並びに保護者、ファミリーホーム委託児童、自立援助ホームの入居児童、障害児入所施設の入所児童を対象とし、その全員を調査客体とした。

#### ◆ 客体

里親委託児童	5,382人
児童養護施設入所児童	27,026人（内、中学3年以上の年長児童 8,412人）
児童心理治療施設入所児童	1,367人
児童自立支援施設入所児童	1,448人（内、中学3年以上の年長児童 610人）
乳児院入所児童	3,023人
母子生活支援施設入所世帯	3,216世帯 及び 当該児童5,308人
ファミリーホーム委託児童	1,513人
自立援助ホーム入居児童	616人
障害児入所施設入所児童	9,632人

#### ③ 調査の時期

平成30年2月1日

#### ④ 結果の集計

結果の集計は、子ども家庭局において行った。

#### ⑤ 観察上の注意

この調査は、すべて全数調査であり、以下の統計数字は実数値である。

なお、構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※ 結果については、前回調査の数字を比較の参考として掲載している。（前回調査日 平成25年2月1日）